

J T S U - E 申 第 6 号
2 0 2 5 年 8 月 2 2 日

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員千葉支社長 三島 大輔 殿

J R 東日本輸送サービス労働組合
中央執行委員長 佐々木 宏充

「電車線モニタリングの導入エリア拡大に伴う体制変更について」に関する申し入れ

7月15日千葉支社より「電車線モニタリングの導入エリア拡大に伴う体制変更について」と題し、首都圏多頻度線区トロリ線110mm²区間を対象に、電車線モニタリングの導入エリア拡大し、電車線設備の検査体系の見直しによる体制変更を実施する内容の提案を受けました。

JR 東日本は近年、新幹線を中心に大幅滑走・列車分離・垂下した架線に車両が衝撃、復旧作業中の感電労災、E8系補助電源装置故障により長期間にわたる運休など事故事象を繰り返し発生させたほか、在来線においても三鷹車両センター内における架線支障の発見が遅れたため、直通する東京メトロ東西線内においてパンタグラフの舟板を落失させ終日ダイヤ混乱を発生させた事故や、山手線新橋駅構内における架線支障では、事故発生の1時間前にパンタグラフから火花が出ている事象を乗務する車掌が発見するも適切な対応が取れず、多くの車両のパンタグラフを損傷させたことにより大きな輸送障害に発展させるなど、ご利用されるお客様や地域の方々に多大なるご迷惑とご心配をおかけしています。

グループ経営ビジョン「勇翔 2034」では、「究極の安全」を経営のトッププライオリティと堅持する中、モビリティと生活ソリューションの二軸経営を推進するとし、成長のための5つのエンジンに「技術力の深化と進化」が謳われています。電気部門においても技術・技能の向上・伝承は必要不可欠であり急務な課題です。これ以上同種事故事象を繰り返し発生させてはなりません。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 電車線モニタリングの導入エリア拡大に伴う検査体系の見直し施策については、安全性・安定性の向上に寄与する施策とすること。また技術力が低下しない業務体制を確立すること。
2. 電車線モニタリングの導入エリア拡大に伴う体制変更については、社員が安心して業務につける施策とすること。
3. 電車線モニタリングの導入エリア拡大に伴う検査体系見直しの施策実施後は、検証を行うこと。

以 上